

地域警察活動(地域)

中 略

第8章 地域警察の警戒活動

第1節 職務質問

第1 職務質問の意義

職務質問とは、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしている疑いのある者又は何らかの犯罪が行われたこと若しくは行われようとしていることについて知っていると思われる者を、警察官が停止させて、必要な質問をすることを意味する。犯罪の捜査及び防止という警察の責務を達成する上で極めて重要な手段として、日常的に用いられている。

第2 職務質問の法的根拠

警察官職務執行法（以下この章において「警職法」という。）第2条は、警察官の職務質問とこれに付随する同行要求等について規定している。また、法律に直接規定されていないが、職務質問に関連するものとして、所持品検査及び自動車検問が判例上認められている。

（質問）

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

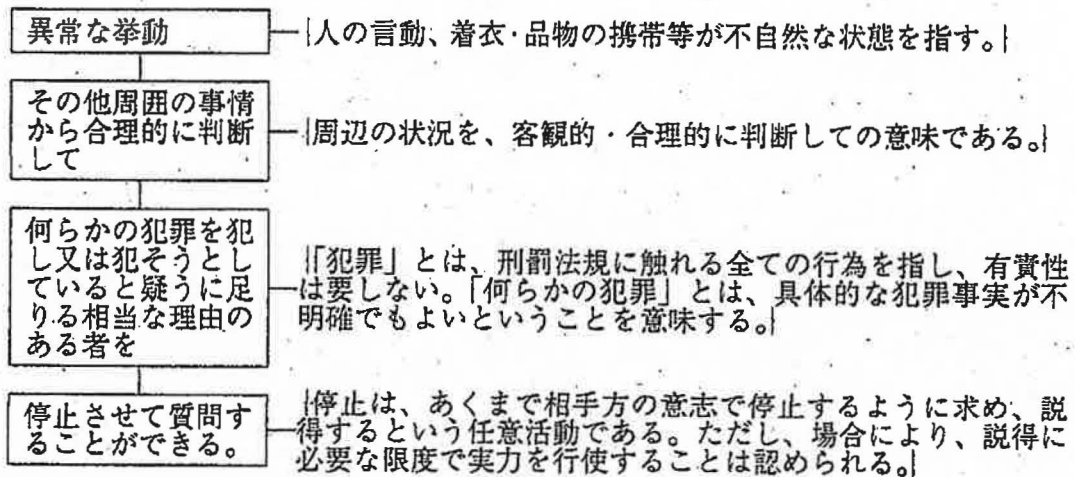
3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

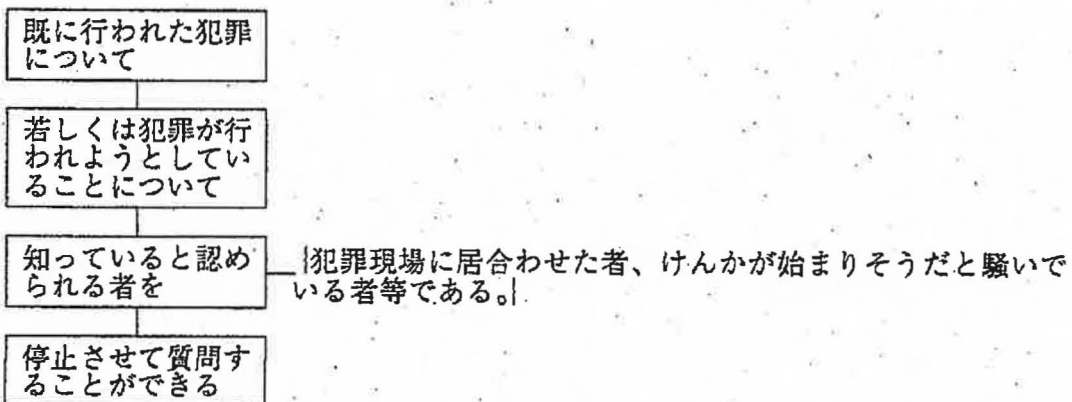
第3 職務質問の対象者

職務質問の対象者は、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者」（不審者）又は「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて、知っていると思われる者」（参考人的立場の者）である（警職法第2条第1項）。

(1) 不審者



(2) 参考人的立場の者



第4 職務質問の実施要領

1 職務質問対象者の発見・呼び止め

(1) 罪を犯した者又は犯そうとする者が警察官に出会ったときは、不安、恐怖、良心の呵責等から動揺していることが多いので、不自然な態度や動作を見逃さない。

(2) [Redacted]

などの不審点を見逃さない。

(3) 不審点を認めた場合はちゅうちょすることなく呼び止める。

(4) 呼び止めた相手が逃げようとした場合には、声をかけながら、一時的に正面から手で相手の動きを止めるなど、説得のため、強制にわたることのない合理的に必要な範囲の実力で制止する。相手がこれに応じた場合は、制止行為を止める。

(5) 相手と適切な間合いをとるほか、相手の挙動に注意し、き然とした態度で臨む。なお、相手が2人以上の場合は、

(6)

など、危険又は不利な位置を避ける。また、交通が閑散であっても、車道では職務質問を行わない。

(7) 車両に乗っている相手に対して質問する際は、

(8) 夜間は、懐中電灯を用いるなどし、相手の挙動を十分注視できるようにする。

(9) 雨風や寒気が厳しい、あるいは、衆人環視の中での質問で名誉を損なうおそれがあるなど、その場で職務質問をすることが本人に対して不利である場合や交通の妨害になると認められる場合は、付近の交番又は警察署に任意の同行を求めた上で、職務質問を行うこと。

2 不審点の追及

(1) 不審者を呼び止めたら、
ついてすかさず質問する。

(2) 質問に対する一応の弁解があっても、例えば、
場合は、粘り強く質問を続けて矛盾点の解明に努める。

(3) 言い逃れができなくなった場合、危害を加える、逃走する者もいることから、相手の挙動に注意し、隙を見せない。

3 所持品検査

(1) 警職法第2条第4項に基づき凶器所持の有無を強制的に調べるほかは、原則として相手方の承諾を求め、その承諾が得られれば、社会通念上妥当な方法で、その携帯品、被服等について検査を行う。

(2) 凶器の所持が疑われる場合に、危害を防止するため、相手の承諾を得た上で、ポケット、腹部、ズボンその他持ち物等を外部から押さえてみて、凶器の有無を確か

める。

(3) 女性の身体に触れて行う所持品検査については、承諾を得た場合であっても、男性警察官が行うことなく、女性警察官の臨場を要請する。

(4) 所持品検査によって何らかの犯罪に関係すると思料される物を発見した場合は、その態様に応じて、おおむね次の要領で処理する。

ア 相手方の承諾による所持品検査の場合には、必要と認めた物について相手方の任意の提出を求め、その承諾が得られれば、刑事訴訟法（以下この章において「刑訴法」という。）第221条の規定に基づき領置又は一時保管する。ただし、銃砲刀剣類、麻薬等のような所持禁制物品については、その不法所持の現行犯等として逮捕し、差押え（刑訴法第220条第1項第2号）をする。

イ 警職法第2条第4項の規定に基づいて逮捕された者の身体について凶器所持の有無を調べる場合には、自己又は他人の危害を防止するために、必要な限度で凶器を一時的に保管する。ただし、凶器の所持自体が犯罪を構成する場合には、アの措置をとる。

ウ 警職法第3条第1項第1号や酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条第1項の規定に基づいて精神錯乱者や泥酔者等を保護する場合には、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのある物を所持しており、その危害を防止する上でやむを得ないと認められれば、当該凶器等を一時保管する。ただし、凶器等の所持自体が犯罪を構成する場合には、アの措置をとる。

4 照会センターに対する照会

(1) 都道府県警察（方面）本部の照会センター（以下この章において「照会センター」という。）に対し照会を行い、各種手配等の確認を行う。

ア 無線通話の場合は、本部通信指令室又は本署通信室経由で照会センターを呼び出し、照会事項を告げる。

イ 有線電話の場合は、直接照会センターにダイヤルし、照会事項を告げる。

(2) [REDACTED]

5 職務質問実施後の措置

(1) 犯罪の容疑が明らかになった場合で、現行犯人若しくは現行犯人とみなされる者であるとき（刑訴法第212条）又は緊急逮捕の要件を満たしている者であるとき（刑訴法第210条）は、それぞれの規定に従って逮捕する。また、その者が既に逮捕状の

発せられている者であることが分かったときには、直ちにその逮捕状を示すか、被疑事実の要旨及び逮捕状が発せられている旨を告げて逮捕する（刑訴法第201条第2項）。逮捕した者に対しては、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べる（警職法第2条第4項）ほか、必要があれば、逮捕の現場で、証拠物件等の差押え及び身体の捜索を行う（刑訴法第220条第1項第2号）。

- (2) 職務質問は、警察官の職務執行の手段として認められたものであるが、その方法を誤ると相手の人権を侵害する結果となるおそれもあるため、言葉遣いが粗野になったり、侮辱的になったりしないようにするとともに、不審点がないことが明らかになったときは、職務質問への協力に対する謝意を表明するなどして、相手の理解を得られるように配慮すること。

第5 職務質問の注意事項

- 1 職務質問の対象となる者であるかを判断する際には、その容姿や服装等の外見のみを根拠としないこと。また、入種、国籍、LGBT等に対する偏見や差別との誤解を受けないよう不適切・不用意な言動を厳に慎むこと。
- 2 職務質問を自信をもって行うため、法的根拠、その限界について十分理解することはもとより、刑訴法、刑法をはじめ、関係法令についても精通すること。
- 3 職務質問の相手の態度や言葉に威圧されたり、興奮したりして論争となり、質問の焦点をはずすことのないよう、常に冷静な態度を保つこと。
- 4 私服で職務質問をする場合は、必ず警察官であることを告げるとともに、警察手帳を示すなどして身分を明らかにし、正当な職務行為であることを相手に理解させること。
- 5 歩道上において職務質問を実施中、向かって来た自転車に衝突されて後方に転倒し、後頭部を強打して殉職した事案等、職務質問を実施中に交通事故等に巻き込まれるおそれもあることから、警笛、停止灯等の装備資機材を効果的に活用し、受傷事故防止に十分配慮すること。

第6 同行及び連行の意義

1 同行

警察官が不審者を発見したとき、その場で質問することが本人に対して不利である場合又は交通の妨害になると認められた場合に、質問を続けるため、その者の同意を得て、付近の警察署、交番等と一緒に行くことをいう。

2 連行

警察官が被疑者を逮捕したとき（通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕）、又は市民か

ら現行犯人の引渡しを受けた場合に、必要に応じて手錠等を施すなどした上で、その被疑者を強制的に警察署、交番等へ連れて行くことをいう。

第7 同行の実施要領

1 警察官が1人で徒歩で同行する場合

- (1) 相手から不意の攻撃を受けたり、逃走されたりする原因にもなることから、いかなる場合にも[]地理不案内の者には、[]
[]
- (2) []いつでも相手の攻撃に応じ、早期に制圧することができる態勢をとる。
- (3) 自転車を携行している相手には、[]
[]
- (4) 2人以上の相手を同行する場合は、他の勤務員の応援を求めたり、パトカーによる搬送等を考える。やむを得ず1人で2人以上の相手を同行する場合は、[]
[]とともに、
進路の選定等にきめ細かい配慮を行う。

2 警察官が2人で徒歩で同行する場合

- (1) 2人が[]位置し、相互に連携しながら行う。
- (2) 相手の両側に寄り添うときは、拳銃を奪取されないように適当な間合をとるとともに、任意性の要件を欠くことにならないよう留意する。

3 自動車に乗車してきた相手を同行する場合

- (1) 相手に降車を求めて、徒歩により同行するか、警察用車両に乗車させて同行するなどの方法をとる。この際、相手の車両の盗難防止措置を講じておく。
- (2) 警察官が相手の車両に乗車することは絶対に避ける。

4 警ら用無線自動車による同行の場合

拳銃奪取事故防止を図るため、[]
[]常に相手を正視する。

第2節 自動車検問

第1 自動車検問の意義

中 略

「地域警察活動(地域)」

頒価 1,150円 (税込)

令和6年3月1日 発行(一部改訂)㊞

編集・発行 公益財団法人 警 察 協 会

〒102-0075 東京都千代田区三番町6番8

警察共済ビル内

電 話 (03)5 2 1 3 - 8 4 1 4

FAX (03)5 2 1 3 - 8 4 1 5

印 刷 佐 川 印 刷 株 式 会 社

許可なく複製を禁ずる。